

令和 4 年 5 月 13 日

各地区医療関係団体

各地区関係医療機関 殿

沖縄県保健医療部長

(公 印 省 略)

第 7 次医療計画中間改定に係る基準病床数改定の事前周知について

みだしのことについて、令和 4 年 5 月 20 日付けで第 7 次医療計画の中間改定を予定しておりますが、同医療計画の中間改定実施に伴い、中部医療圏及び南部医療圏の基準病床数及び既存病床数は下記のとおりとなる見込みのため、事前に周知いたします。

なお、南部医療圏においては、病床整備計画の公募に係る配分病床の残及び配分対象の医療法人からの辞退の申し出があったことから、これらの病床は令和 4 年 5 月 20 日以降、医療法に基づく申請等による許可の対象となることを申し添えます。

記

1 第 7 次医療計画中間改定における基準病床数及び既存病床数

(1) 基準病床数 中部医療圏：4,066床 南部医療圏：6,839床

(2) 既存病床数 中部医療圏：4,066床 南部医療圏：6,800床

2 医療法に基づく申請等による許可の対象となる病床数

南部医療圏 ： 39床

3 2の病床に係る留意事項

(1) 地域医療構想を推進するため、南部医療圏において不足する医療機能（回復期機能等）に係る医療を提供することを求めることとし、増床等の許可に当たっては、不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与することがある。

(2) 増床等の許可申請者に対しては、南部地区医療提供体制協議会への参加を求め、不足する医療機能の提供について協議を行う。

※ 令和 4 年 5 月 20 日以降、申請のあった病床の医療機能等について、県において内容を確認する。また、同日付けで配分可能な病床数を超える許可申請があった場合は、内容を確認のうえ、県において配分を決定する。